

共同監査協定書の作成について

昭和 57 年 5 月 11 日

改正 平成 22 年 6 月 25 日

最終改正 平成 24 年 7 月 4 日

日本公認会計士協会

1. はじめに

共同監査協定書のひな型については、昭和57年5月11日付けで、「共同監査人間の協定書の雛形と共同監査契約における問題点」を公表し、その後、次の改訂を行っている。

- ・平成13年改訂：監査基準委員会報告書第12号（中間報告）「監査の品質管理」（平成9年7月23日）及び品質管理委員会の「品質管理レビュー手続」（平成11年3月24日）の共同監査についての考え方に整合させる改訂
- ・平成16年改訂：公認会計士法の改正（平成15年6月）に伴う改訂及び全般にわたる見直し
- ・平成18年改訂：会社法の公布（平成17年7月）や企業会計審議会の「監査に関する品質管理基準の設定に係る意見書」（平成17年10月）を受けて品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書第32号「監査業務における品質管理」が公表（平成18年3月）されたことに伴う改訂
- ・平成19年改訂：監査基準委員会報告書第16号「監査調書」が廃止され、新たに監査基準委員会報告書第36号「監査調書」が公表されたこと等に伴う改訂
- ・平成22年改訂：平成19年公認会計士法改正並びに金融商品取引法の一部改正による内部統制監査及び四半期レビューの導入、並びにその後の実務の状況等を踏まえた、監査（内部統制監査を含む。）及び四半期レビューを共同して実施する場合を前提とする所要の改訂

今般、新起草方針に基づく品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書等が公表されたこと等を踏まえて、所要の改訂を行った。

2. 作成に当たっての留意事項

(1) 第2条（品質管理のシステムの確認）及び第10条（審査方法）関係

監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」の第26項及びA32項において、共同監査を行う場合の要求事項及び適用指針が示されている。これに準拠して、共同監査を実施するに当たり、共同監査協定書において明らかにしておく必要のある事項について、第2条（品質管理のシステムの確認）及び第10条（審査方法）において確認することとしている。

なお、共同監査を行うに当たって、それぞれの共同監査人はあらかじめ、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」の第61項に基づき、共同監査に関する方針及び手続を定めなければならない、共同監査協定書の締結に当た

っては、第2条の協定事項を遵守できないような状況が生じることがないように、当事者間で十分協議しておく必要があると考えられる。

また、共同監査人が個人事務所の場合、当該共同監査人の自己の品質管理のシステムにおいて、他の共同監査人に審査を委託するという方針及び手続を定めている場合の審査方法も、第10条（審査方法）に含まれることになる。この場合には、第10条第1項の「審査をそれぞれが経た後表明する。」は「審査の後表明する。」となる。

ただし、同条第2項については、当該共同監査人が、自己が定めた品質管理のシステムに従って他の共同監査人に委託した審査結果に基づき監査意見を表明するため、他の共同監査人がそのことを確かめるためには、審査結果を、当該個人事務所も他の共同監査人に通知することが必要となる。

(2) 監査及び四半期レビュー契約書との関係

共同監査においては、その前提として監査及び四半期レビュー契約があり、委嘱者及び共同監査人において当該監査及び四半期レビューが共同で実施されることについての共通認識を持つ必要があるため、委嘱者及び共同監査人が連署する監査及び四半期レビュー契約書を作成するのが通常と考えられる。なお、共同監査人がそれぞれ個別の監査及び四半期レビュー契約書を作成する場合は、契約書の中で、又はその他の方法で当該監査及び四半期レビューが共同で実施されることを明らかにしておく必要があると考えられる。

(3) その他

本作成例においては、監査チームの構成について「品質管理レビュー手続」における共同監査についての考え方にに基づき、次のA案、B案二つのケースがあることを前提として作成例を作成している。

「< A案 > 共同監査人ごとの監査チームが一定の自立性を有する場合」

「< B案 > 監査従事者が統合された監査チームを形成している場合」

上記両案において、規定内容を変えるべきと考えられる項目について区分し、いずれの形態の監査チームを構成した場合にも利用できるように配慮している。

共同監査人が監査法人の場合は、指定社員制度を利用することができる（法規委員会研究報告第12号「指定社員制度に関するQ & A」(平成21年4月24日)）。指定社員制度を利用する場合には、指定社員である業務執行社員のみが監査法人を代表して共同監査協定書に署名する者となる。また、共同監査人が有限責任監査法人の場合は、指定有限責任社員のみが監査法人を代表して共同監査協定書に署名する者となる。

本作成例は、共同監査に係る協定書を作成する際に会員の業務の参考に資することを目的とするものであり、利用に際しては、適宜、追加・削除・修正されることを想定している。

3. 共同監査協定書の作成例

本作成例は、公認会計士又は無限責任監査法人が、金融商品取引法に基づく監査及び四半期レビューを共同して実施する場合を前提に作成している。

共同監査協定書

甲 ○○○○

乙 ○○○○

甲及び乙（以下「共同監査人」という。）は、平成×年×月×日付けの 株式会社（以下「委嘱者」という。）との間の監査及び四半期レビュー契約書に基づき、監査（内部統制監査を含む。）及び四半期レビューを共同して実施すること（以下「共同監査」という。）について、次のとおり協定する（注1）。

第1条（利害関係の確認）

共同監査人は、共同監査を行うに当たって、会社法所定の欠格事由のないこと、公認会計士法の業務制限に当たらないこと、金融商品取引法に定める特別の利害関係のないこと、及び日本公認会計士協会倫理規則に基づく独立性の保持をそれぞれ確認する。

2. 共同監査人は、監査報告書や四半期レビュー報告書を提出するに当たり、その都度、特別の利害関係のないことと独立性の保持をそれぞれ確認する。

第2条（品質管理のシステムの確認）

共同監査人は、共同監査を行うに当たって（再任・更新の場合を含む。）他の共同監査人に対し、共同監査に関する品質管理の方針及び手続を実施していることをそれぞれ確認する。この確認に当たっては、相互に協力するものとする。

第3条（監査及び四半期レビュー実施上の合意）

共同監査人は、共同監査人間の監査及び四半期レビュー実施上の取扱いを決める必要が生じた場合には、共同監査人間で協議の上、双方の合意をもって決定する。

2. 合意内容は、原則として、書面をもって確認する。
3. 合意内容の変更についても、前2項の手続による。

第4条（監査及び四半期レビュー計画）

監査及び四半期レビュー計画は、共同監査人間で協議の上、双方の合意をもって決

定する。

< A案 > 共同監査人ごとの監査チームが一定の自立性を有する場合

第5条（業務分担）

監査及び四半期レビュー業務の分担は、共同監査人間で協議の上、双方の合意をもって決定する。

2. 監査及び四半期レビューの手法は、共同監査人が、相互に適当と認めるものによる。
3. 共同監査人は、分担外の監査及び四半期レビュー業務であっても、特に重要と判断する場合は、当該業務に参加することができる。
4. 監査意見及び四半期レビューの結論の表明のため必要な場合、共同監査人は、他方に対し追加手続の実施を求め、又は自ら追加手続を実施することができる。
5. 委嘱者との間の監査及び四半期レビュー業務に関する打合せ、協議等については、共同監査人は、監査及び四半期レビュー業務の分担にかかわらず、これに参加することができる。

< B案 > 監査従事者が統合された監査チームを形成している場合

第5条（職務の分担）

共同監査を行うに当たって、その従事者を、監査責任者又は業務執行社員、主査及びその他の補助者に分かち、それぞれ次の職務を分担するものとする。

監査責任者又は業務執行社員

.....

主 査

.....

その他の補助者

.....

第6条（業務執行社員の変更）

共同監査人の双方又は一方が監査法人の場合、共同監査人は、業務執行社員の変更を行うとき、他の共同監査人と協議しなければならない。

第7条（監査従事者）

共同監査人は、共同監査に従事させる者の資格及び氏名を他の共同監査人に通知するものとする。

< A案 > 共同監査人ごとの監査チームが一定の自立性を有する場合

第8条（連絡担当者）

共同監査に関する共同監査人間の事務連絡は、原則として、次の者が担当する。

甲 ○○○○

乙 ○○○○

< B案 > 監査従事者が統合された監査チームを形成している場合

第8条（主たる執務場所及び連絡担当者）

主たる執務場所及び連絡担当者は次のとおりとし、共同監査に関する事務は、主たる執務場所を中心として行うものとする。

主たる執務場所	甲の	事務所
連絡担当者	甲	○○○○
	乙	○○○○

第9条（意見又は結論の形成）

共同監査人は、共同監査上生じた問題について、他方のいかなる質問にも誠意をもって十分回答するように努めなければならない。

2. 共同監査人は、会計、監査、四半期レビュー及びそれらに関する報告事項について共同監査人間で意見又は結論が一致しない場合には、委嘱者への対応を含め、監査報告書や四半期レビュー報告書の提出前に十分に協議し意見又は結論の一致に至るよう努めるものとする。

第10条（審査方法）

監査意見及び四半期レビューの結論は、共同監査人間で協議の上形成し、審査をそれぞれが経た後表明する。

2. 監査意見及び四半期レビューの結論に係る審査は、共同監査人がそれぞれの品質管理のシステムに従って実施し、その結果をそれぞれに通知する。

第11条（監査調書及び四半期レビュー調書の作成）

共同監査人は、監査調書及び四半期レビュー調書の作成に当たっては、監査基準委員会報告書230「監査調書」に規定する要件を充足しなければならない。

< A案 > 共同監査人ごとの監査チームが一定の自立性を有する場合

第12条（監査調書及び四半期レビュー調書の保管、査閲）

監査調書及び四半期レビュー調書は、共同監査人間で合意された期間を通じ、共同

監査人が自己の作成又は入手した監査調書及び四半期レビュー調書につき、それぞれ保管するものとする。

- 2 . 監査調書及び四半期レビュー調書の保管については、共同監査人は、前項の期間中、善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 3 . 共同監査人は、原則として、共同監査に関するすべての監査調書及び四半期レビュー調書を査閲し、複写することができる。

< B 案 > 監査従事者が統合された監査チームを形成している場合

第12条（監査調書及び四半期レビュー調書の保管）

監査調書及び四半期レビュー調書は、共同監査人の共有に属するものとし、共同監査人間で合意された者が、合意された期間を通じ、合意された場所において保管するものとする。

- 2 . 監査調書及び四半期レビュー調書の保管者は、前項の期間中、善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。

第13条（第三者の閲覧、複写）

共同監査人は、第三者から共同監査に関連して監査調書及び四半期レビュー調書の閲覧若しくは複写又は情報の提供を要求された場合には、速やかに、その対応について他の共同監査人と協議し、適切な対応を行うものとする。

第14条（固有・独占的情報）

共同監査人は、共同監査に関連して知り得た他の共同監査人固有の又は独占的情報等（監査及び四半期レビュー手法を含む。）を正当な理由なく、他に漏らし、又は盗用してはならない（注2）。

第15条（報酬及び費用）

報酬は、次のとおりである。

.....

- 2 . 監査及び四半期レビューに要する費用（委嘱者が負担するものを除く。）は、共同監査人が次のとおり負担するものとする。

.....

第16条（応訴等に関する協力）

共同監査人は、共同監査に関連して法的手段の行使等を受けた場合、これに対する防御のために相互に協力しなければならない。

第17条（損失の分担）

共同監査に関連して共同監査人が損失を被ることとなった場合の当該損失は、共同監査人間で十分に協議の上分担するものとする。

第18条（保険への加入）

共同監査人は、相互に相当と認める職業損害賠償責任保険に加入するものとする。

第19条（協定の改訂）

本協定について改訂の申出があったときは、共同監査人間で協議して決定するものとする。

第20条（その他）

本協定書に記載がない事項で、公認会計士法その他の法令及び日本公認会計士協会倫理規則並びに監査基準、監査に関する品質管理基準及び日本公認会計士協会が公表する監査関係の委員会報告書等については、共同監査人においてこれを遵守しなければならない。

2. 共同監査人間において協議すべき事項が生じた場合には、お互いに誠意をもって速やかに適切な対応をとるものとする。

本協定の証として、本協定書2通を作成し、当事者各1通を保有する。

平成×年×月×日

事務所所在地

甲 ○○○○ 印

事務所所在地

乙 ○○○○ 印

(注1) 共同監査人がそれぞれ個別の監査及び四半期レビュー契約書を作成する場合は、「甲及び乙(以下「共同監査人」という。)は、株式会社(以下「委嘱者」という。)と甲との平成×年×月×日付け監査及び四半期レビュー契約及び委嘱者と乙との平成×年×月×日付け監査及び四半期レビュー契約を前提に、監査(内部統制監査を含む。)及び四半期レビューを共同して実施すること(以下「共同監査」という。)について、次のとおり協定する。」とする。

(注2) なお、第14条に正当な理由の記載を追加することも考えられる。正当な理由としては、次の場合等が想定される。

- 一 共同監査人のいずれかが、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
- 二 共同監査人のいずれかが、金融商品取引法に基づき委嘱者の法令違反等事実に関する意見を金融庁長官に申し出る場合
- 三 共同監査人のいずれかが、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
- 四 共同監査人のいずれかが、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合
- 五 共同監査人のいずれかが、訴訟、調停及び審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合

以 上